

教師の過労死・過労自殺判決

判決日 裁判所	学校	担任 (学年)	性別	年齢	発症(死亡)日	疾病名	過重性	要約
① H2.2.22 高知地裁 【労働判例 571号30頁】	町立越知中	1	男	45	S51.11.18	くも膜下出血	原告の業務内容は学校業務と舎監業務であるが、昼間の学校業務終了後引き続いて宿直に就き、中学校生活に入ったばかりの1年生から進学就職問題を抱えた3年生までの男女生徒を全生活領域にわたり指導監督することはかなりの精神的、肉体的負担を伴うものであったことは容易に推測でき、しかも宿直終了後さらに引き続いて通常の学校勤務に就かなければならないことに照らせば、宿直による労働負担は相当重いものであったと考えられる。	学校業務と舎監業務による長時間勤務
② H5.2.24 大阪高裁 【労働判例 626号67頁】	京都市立 下鴨中	3	男	56	S53.5.12	小脳出血	前任校の過重な勤務に加え、下鴨中学校への異動後の職務環境の変化により、ことに同校では着任直後に責任の重い3年生のクラス担任を命ぜられ、しかも着任後1か月余りの後に迫っている学校にとって最大の行事であり、引率教諭にとって最も負担の大きい修学旅行の準備作業に忙殺され、短期間のうちに生徒各人の個性を把握し、的確な指導を行うために、通常2年生から持上がりで3年生のクラス担任となる教諭に比して、より一層強い緊張とストレスの負担が加わった。従来からの疲労の蓄積に加えて修学旅行当日の風邪による体調不良を押して参加したことによる極度の疲労及び引率業務による緊張とストレス。	従前の過重な長時間勤務と転勤後の体調不良下での修学旅行引率による緊張とストレス
③ H5.4.28 東京高裁 【労働判例 636号56頁】	都立志村高	3	男	53	S59.2.25	脳内出血(救命)	公務が特に多量であったとか、その勤務時間が不規則であったとかいう事実はなく、休日出勤、深夜勤務もなく、時間外勤務も極めて長時間のものであるとはいえない。しかし、時間外勤務はほとんど連日であり、帰宅してからも毎晩遅くまでテストの採点、教材の準備等の職務に従事しているのであって、52歳ないし53歳という控訴人の当時の年齢をも勘案すると、これによる相当の疲労の蓄積があったものと推認することができる。担任していた学級は、特に問題の多い学級であり、3月の卒業期を控えて女生徒の家出問題、単位ないし卒業の不認定問題、授業料の未納問題等が重なり、控訴人の気苦労は極めて大きかったものと認められる。控訴人はベテラン教員であり、また、教育に対する強い情熱と使命感を持って生徒指導に当たり、控訴人の工夫を凝らした指導によって、生活面及び学業面の双方においてかなりの改善、成果が見られた。	教育に対する強い情熱と使命感の下での過重な勤務
④ H5.9.30 東京高裁 【労働判例 644号30頁】	都立 町田高校	体育科 主任	男	52	S55.4.17	心筋梗塞	4月16日労作型の不安定狭心症を発症したため、入院のうえ、適切な治療と安静を必要とし、不用意な運動負荷をかけると心筋梗塞に進行する危険の高い状況にあったにもかかわらず、帰校後、前記のような理由からあえて身体検査等の公務に従事せざるを得なかったものであり、翌日も予算請求の締切が迫っていたこと等の事情から病院での検査後も公務に従事せざるを得なかったこと、しかも、美水の従事した右発作後の公務は右のような身体的状況にあった美水にとって、当日の気温が寒冷であったことも相まって、極めて過重な精神的・肉体的緊張をもたらしたものであったこと、美水が、狭心症の発作後、入院のうえ、適切な治療を受け、安静にしておれば、心筋梗塞を発症し、死亡する可能性は極めて少なかったが、公務を継続したため発症。	治療・安静機会の喪失
⑤ H5.12.15 福岡高裁 宮崎支部 【労働判例 666号70頁】	町立 牧之原高校	4	男	40	S52.1.27	急性心臓死	公務は、単純な比較においても他の同僚教員より多忙なものであって、殊に僧帽弁閉鎖不全症という基礎疾患を有する永野にとっては、いかに校務に習熟しているとはいえ、負担としてより大きなものであったといえるし、永野の教務主任としての仕事はほぼ机上の作業といえるが、実験を伴う農業土木科の教員としての仕事を、専ら机上の作業で、何ら心臓に負担を及ぼさないものと断じることが疑問なしとせず、いずれにしても仕事として相当の緊張を伴うことは否定できない。	基礎疾病と公務過重性が共働原因となって発症
⑥ H6.8.29 大阪地裁 【労働判例 659号42頁】	市立 松原第4中	生徒指導 主事	男	47	S56.5.19	くも膜下出血	生徒の問題行動が多発する中で生徒指導主事としての職務の遂行により相当程度の精神的身体的疲労の蓄積があったこと、発症直前に自分の意思で教室へ戻ろうとしない障害のある生徒を抱きかかえるようにして1階から4階にある教室まで階段を上がって送り届けたことによる負荷。	生徒の問題行動の多発の下での生徒指導主事としての精神的身体的ストレス
⑦ H8.5.8 名古屋地裁 【労働判例 696号25頁】	名古屋市立 豊正中	生徒指導 主事	男	51	S58.6.28	心筋梗塞	尋常とは思えないいわゆる荒れた状況にある豊正中学校において、生徒指導主事として、勤務時間中はもちろん、時間外の夜間までいつ発生するか分からない生徒の非行や問題行動又は父兄等からの相談に常に備え、いったん事が発生したら直ちにこれに当たり、それ故に、不規則な勤務形態が恒常化しているという状況にあって、しかも、昭和57年以降は年次休暇も全く取らず、休日も返上して生徒指導を兼ねた行動に出ているなど、その心身の休養を図る暇もなく、正に動きづめの状態であったといふべきであり、特に突発的に発生する事件等に備えて常に緊張状態であったことが窺われることからすれば、その公務の実態は健康に何の問題もないような者にとつてさき過重といふべきものであって、これを本件血管病変という基礎疾患を有する恒雄が遂行したことにより、身体的、精神的疲労とストレスを蓄積させ、その疲労の回復やストレスの解消も図られることなく、慢性的、恒常的な過労とストレス過多の状態に陥ったまま本件発症前日に至ったことが認められる。	荒れた状況下での長時間勤務
⑧ H8.9.20 宮崎地裁 【労働判例 711号83頁】	県立 日向工業高	サッカー部 ・フリスビー部 顧問	男	43	S61.6.7	脳血管障害	生活指導部主任を務めた昭和57年4月から昭和60年3月までの間、継続して、月曜日から金曜日までは連日約3時間の時間外勤務に従事し、土曜日は6時間を超える時間外勤務に従事し、日曜日にもサッカー部の指導や生徒の生活指導を行うことが多く、昭和60年4月から昭和61年3月までの間は帰宅時間が多少早まったものの、昭和61年4月中旬ころからは、高校総体準備も重なり、午後7時50分ころまで勤務することを余儀なくされた。この状況からみて、太郎は、約4年間の長期にわたり、概ね、週20時間を超える時間外勤務を継続しており、通常の日常の業務に比較して量的に過重な業務に従事していた。	生徒指導部主任、サッカー部顧問としての長時間勤務
⑨ H8.9.25 千葉地裁 【労働判例 704号97頁】	県立匝瑳高	2 陸上部 顧問	男	35	S62.9.23	心筋梗塞	それまでほとんどスポーツをしていなかったのに、昭和62年度は陸上部の顧問となったため、かなりの頻度でグラウンドに出て生徒と共に走るようになったが、体力的にはかなり苦しそうであった。また、文化委員会のチーフ顧問に就任し、1学期のうちから何度も文化委員会を開き準備を重ねなければならなかったし、文化祭に関する本を購入して研究しなければならなかった。さらに、甲野には社会科の教科主任としての仕事も加わった。心筋梗塞は、昭和62年度1学期からの過重な公務の遂行による疲労が蓄積し、少なくとも二度にわたる心筋梗塞が発症していたところに、死亡当日激しい運動量の走行練習指導が行われたことにより、新たに血栓の形成が誘発され、大きな広がりをもって発症するに至った。	部活顧問としての長時間・過重勤務
⑩ H9.10.14 東京高裁 【労働判例 727号50頁】	県立吉田高	1	男	45	S59.5.17	くも膜下出血	当日朝に太郎の脳動脈静脈奇形からの小出血があり、これが次第に脳室内に広がり、ついに午後2時50分ころの大出血に至ったものと認められる。そして、前記認定のように、太郎は、朝から頭痛を押して授業を続けたのであるが、右頭痛の段階で安静にし、治療を受けていれば、本件のような大出血の発症を防止できた可能性も否定できない。このような場合に、授業を続けたことが不可避であったこと、すなわち、直ちに安静を保ち診察治療を受けることが困難な状態にあって、引き続き公務に従事せざるをえなかったのであるとすれば、そのことが本件発症の原因であるといえることができる。	安静・治療機会の喪失
⑪ H12.1.28 京都地裁 【労働判例 791号33頁】	京都市立 梅屋小	2	男	39	H1.2.21	急性心不全	自宅における持ち帰り仕事は常態化しており、特に、自主研究等の大きな行事が連続する2学期及び平日入学等の準備や次年度の準備のある3学期は連日数時間程度自宅で持ち帰り仕事をしてきた。身体的疲労や精神的ストレスの蓄積は、とりわけ、運動会、保護者に対する同和教育啓発ビデオの上映、自主研究発表等の大きな行事が続いた2学期には断続的に続き、冬休みにも十分に休息がとれないまま、平日入学、造形展等の行事や次年度への準備もしなければならない3学期に至ったものであり、このことは、被災職員が、自主研究の準備が追い込みに入った昭和63年10月下旬に風邪を引いたことや体調不良により、平成元年1月28日の国語研究会、同年2月4日のきょうとタイム発表会、同月18日の育友会主催の卓球大会を早退したことにより裏付けられているといふべきである。	過大な校務分掌による持ち帰り仕事
⑫ H12.9.18 名古屋高裁 金沢支部 【労働判例 796号62頁】	県立 科学技術高	2	女	49	H1.6.28	脳内出血(救命)	学校教育における教諭は単に与えられた仕事を決められたとおりに処理するような性質の職業ではなく、自主性、主体性が求められる職業であることも考えれば、右両年度の控訴人の公務の労働密度は相当高く、この間相当の時間外勤務に従事しており、本件発症の前4週間の時間外勤務の合計時間は69時間30分にのぼる。	長時間勤務・質的過重性
⑬ H13.10.1 札幌地裁 【労働判例 823号39頁】	羊蹄小	教頭	男	55	H1.3.4	心筋梗塞	教頭として勤務時間内の職務のみならず、勤務時間外の諸教育活動に従事するとともに、職務不熱心なA校長をカバーするための余分な仕事まで余儀なくされるなどして、既に同年7月ころにはストレスを感じるようになり、その後もこれが高じていた。学年末及び異動期の繁忙期を迎え、同年3月1日及び同月2日には自宅において徹夜又は徹夜に近い状態で学校関係文書作成作業をしたため、重度の疲労状態に陥り、疲労回復がなされないうち、同月4日、いつもどおり重筋労働であるクロスカントリースキーのコース設営作業に従事し、しかも、雨の中、重いカッターをスノーモービルにのせて左手で抑えながら、右手ハンドルで運転するという緊張を要する作業を強いられたもの。	教頭としての長時間勤務、発症直前の緊張作業

判決日 裁判所	学校	担任 (学年)	性別	年齢	発症(死亡)日	疾病名	過重性	要約
⑭ H16.1.30 大阪高裁 【労働判例 871号74頁】	堺市立小	5	男	36	H2.10.12	脳塞栓症	天候が不順であったため、体育会の全体練習や本番が延期となり、そのために必要な準備のやり直しや調整に追われた上、体育会と連合運動会との準備が重なった。そのため、正規の勤務時間内では、これらの準備作業や本来の公務(授業の準備等)が終わりず、持ち帰りの仕事も増加した。また、体育会当日(10月3日)は、本来自己の仕事ではない仕事も含め、数々の仕事を次々とこなした。 労働時間は、同年9月25日から同年10月1日までは合計70時間45分で、所定労働時間44時間の1.6倍であり、時間外労働時間は、26時間45分に達している。また、本件疾病発症前1週間(同月2日から同月8日まで)の労働時間は、合計75時間20分で、所定労働時間の約1.7倍であり、時間外勤務時間は、31時間20分に達している。	行事の重複による長時間勤務
⑮ H16.9.16 大阪高裁 【労働判例 885号57頁】	宇治市立 西小倉小	6	女	43	H6.1.19	脳内出血	クラスが学級崩壊が始まった状態を回復させるためにも、心労のみならず、その対応のために時間外勤務が必要であったと認められる。花子が自宅でした仕事は、担当するクラスの教諭として緊急かつ必要性があったと認められる。また、教育の現場で現実に児童の教育に責任を負う教諭として、必要があると判断して自宅に仕事を持ち帰ることは、おざりな教育では足りないと考えていることを示すものであって、教育に対する積極的な姿勢を示すものというべきである。そしてまた、心身ともに成長期にあつて次代を担う児童に対し熱意をもって充実した教育を行うことの価値にかながみると、緊急性がなければ、時間外勤務をする必要はないとか、あるいははしないよといえるかは問題である。	持ち帰り残業を含めた長時間勤務、学級崩壊
⑯ H19.8.28 仙台地裁 【判例時報 1994号135頁】	仙台市立 中山中	1 バドミントン部	男	36	H10.8.24	自殺	全中バドミントン大会準備のため滞在中のホテルの自室で自殺。学級担任、生徒会指導、部活動指導により平成10年6月以降約100時間の超勤	部活による長時間勤務、全中役員としての勤務時間
⑰ H20.2.1 徳島地裁 【判例集未登載】	川島小	同和教育 主事	男	38	H11.1.8	心室細動	同和教育主事としての勤務は、内容面において多岐にわたり、時間面においても不規則なものとの評価が可能である。また、死亡日までの3か月間における時間外勤務の状況は、いわゆる公務災害認定基準中の目安とされている「発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続)」に概ね即している上、被災者は休日にならなかつた同和教育関係の行事に出席するなどし、年次休暇の取得日数も少ない。 同和教育主事の担当職務は、このような繊細かつ根深い社会的問題を背景とするものであり、被災者は、同和教育主事として、児童の学習指導や家庭訪問の上での保護者との対話といった具体的な職務遂行において、家庭環境や保護者の認識等から対応が困難な事例に遭遇し、悩み無力感を感じることも少なからずあったものと認められる。	長時間勤務、同和教育主事としての対応の困難性
⑱ H20.4.24 東京高裁 【労働判例 998号57頁】	大東町立 土方小	1	女	48	H12.8.2	自殺	児童福祉法に基づく措置により親元をはなれ養護学校に通学していた小1の児童を、試験的に親元に戻し、本件小学校の養護学級に体験入学。 体験入学実施によりこれまで経験していなかった尋常でない事態に次々と遭遇し、精神的にこれに付いていくことができず、体験児童を包容力を持ってやさしく受け入れてやることができず、その結果、それまで20年間培ってきた教員としての存立基盤が揺らぎ、教員としての誇りと自信を喪失し、精神的に深刻な危機に陥る。	体験入学にともなう連続した困難な事態
⑲ H22.3.29 大阪地裁 【判例タイムズ 1328号93頁】	堺市立 泉ヶ丘東中	2	女	51	H10.10.18	自殺	過酷な勤務環境下において、対教師暴力の被害者となり、宿泊訓練で心身ともに強いストレスにさらされ、その後も生徒から教師としての存在をないがしろにされるような出来事が続きざまに起こり、強度の精神的ストレスが積み重なった状態にあった。	対教師暴力、生徒にないがしろにされる出来事
⑳ H23.2.17 東京地裁 【労働経済判例速報 2111号29頁】	梅丘中	教頭	男	49	H11.6.5	心筋梗塞	時間外勤務時間は、発症前6か月間の平均が80時間を超え、特に発症前3か月(平成11年3月)は110時間を超えており、長時間労働に従事していたといえることができる。また、発症前6か月間という期間は、疲労の蓄積に係る職務の過重性を評価する期間としては一応の妥当性を有するが、疲労の蓄積を評価するに当たっては、発症前6か月より前の就労実態も付加的に評価の対象となり得る。そして、被災者の勤務状況は、被災者が教頭に就任した平成10年4月以降、夏季休業期間(平成10年7月21日～8月31日)等時期による繁忙状況の差異はあるものの、基本的には特段の変化が認められず、1年以上の間、同様の状況であった。	長時間勤務
㉑ H23.6.29 名古屋地裁 【判例集未登載】	豊橋市立 石巻中	1 陸上部	男	42	H14.9.13	脳内出血(救命)	新学年の始まりとともに、夏休み前まで、教科指導、学級事務、学校事務のいずれにも繁忙期を迎え、時間外労働時間が非常に多くなり、1か月の時間外労働時間が100時間を超える月が2か月(1か月の時間外労働時間が80時間を超える月は3か月)続き、肉体的にも精神的にも多大な疲労が蓄積していたと推認され、さらに、夏休みを迎え、本来であれば職務が比較的閑散になり、教材研究等にも時間をかけられる時期であるはずが、陸上部の部活指導及び地域クラブ活動がピークを迎え夏の暑い時期に長い休みも取ることができないまま、連日にわたって練習の指導にあたったほか、指導者として生徒を引率して多くの大会に参加させ、周囲の期待に応えるべく精神的に取り組んでいた。 夏休みには部活指導は大会への参加の時期となることから指導者にかかる肉体的・精神的負担は高まり、夏休みであっても精神的緊張が解けない日々が続くものであり、原告のように部活指導(とりわけ3年連続の全国大会への出場が期待されるような有力校にあつてはなおさらというべきである。)を担う教育職員にとっては夏休みだからといって職務が閑散になるようなことはなかった。	部活による長時間勤務
㉒ H23.12.15 静岡地裁 【労働判例 1043号32頁】	磐田市立 東部小	4	女	24	H16.9.29	自殺	個々の生徒の他の生徒への暴行やいじめ等は、問題ごとみれば、教師としてクラス担任になれば多くの教師が経験するものであったとしても、花子の場合には、着任してわずか1か月半程度の期間に、数々の問題が解決する間もなく立て続けに生じた点に特徴があるのであり、かかる状況は改善される兆しもなかったことからすれば、新規採用教員であった花子にとり、上記公務は、緊張感、不安感、挫折感等を継続して強いられる、客観的にみて強度な心理的負担を与えるもの。	新任教師の生徒対応のなかでの不安・挫折感
㉓ H23.12.15 神戸地裁 【判例タイムズ 1367号134頁】	尼崎市立 花南小	6	女	45	H16.3.16	くも膜下出血(救命)	担任教諭としての日常公務及び複数の校務分掌に加えて、6年生の3学期であったため、年度末及び卒業準備に関する公務やバスケットボール指導等もあるなど、非常に多岐にわたっており、また、各公務には、期限が決められているものが多く、多様で過密なものであり、毎日持ち帰り残業や休日勤務をしていた。	年度末、卒業式前の持ち帰り残業、休日残業による長時間勤務
㉔ H25.1.30 広島地裁 【労働判例 1088号65頁】	広島県立高	2	男	41	H13.12.16	自殺	担任を務める2年1組は、1年1組同様に問題行動をとる生徒が多く集まっており、そのため新学年になっても、1年1組時代と同様に問題のある生徒らによる授業妨害が繰り返されるばかりか、太郎に対する直接的な暴力行為さえなされるようになり、さらに「お前なんか死んでしまえ。」などの人間としての尊厳さえも踏みにじる暴言さえ吐かれたというのである。また、その一方、知的障害のある生徒は2年時になつても、そのままクラスに在籍し、そのため太郎は、その生徒の失禁等の対処も以前同様にこなさざるを得ず、他方で、統合による対立状況にあった教員集団の状況に改善が見られたわけではないから、太郎にとっては全く支援態勢のない状況が続き、そのことから1年時から続く太郎が受ける精神的ストレスがより一層深刻なものになっていたことは容易にうかがえる。	生徒の問題行動等や暴言と教師集団による支援のない状況
㉕ H29.2.23 東京高裁 【労働判例 1158号59頁】	西東京市立小	2	女	25	H18.12.16	自殺	初任者研修及び研究指定校の準備業務の負担、担任になつても間もなく、児童の万引き、上履き隠し、体操着隠し、児童が梅の実を食べるなどのトラブルとその対応の連続、並びに月60時間前後の時間外勤務に加えての、日2時間程度の持ち帰り残業、職場の支援不足など。(地裁労働判例1140号49頁)	児童の問題行動への対応、持ち帰りを含めた長時間勤務と職場の支援のなさ
㉖ H29.3.1 名古屋地裁 【労働判例 1159号67頁】	県立 商業高校	1	男	42	H21.9.29	くも膜下出血	一郎が日常的に従事していた担当授業、情報処理部の顧問、分掌校務に関する職務は、程度の差はあれいずれも強い心理的負担を伴うものであったといえることに加え、特に、平成21年9月については、情報処理検定の受検指導や一日体験入学の準備作業等のため、物理的のみならず精神的にも更に強い負担がかかるものであったと認められる。そうすると、職務の質的過重性の点からは、一郎は、少なくとも本件疾病の発症前の1か月間において、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したものと評価することが相当である。	発症前1か月の長時間勤務と精神的負担
㉗ R2.9.25 福岡高裁 【労働判例 1235号5頁】	市立小学校	研究 主任	男	44	H23.12.14	脳幹部出血	研究主任として毎週水曜日に実施される校内研修の企画、立案、資料の作成、研究発表会に向けての提案や資料作成をするともに、本件小学校がモデル校及び推進校に指定されたことにより必要となつた研究紀要の作成の業務、関連する取組としての「チャレンジよみの」のプリントの作成及び返却されたプリントへのコメント記入、思考力プリントの作成、計算大会の問題の作成等の業務を行っていた。 職場で時間外労働をした後、そこで終了させることのできなかった文書やプリント類の作成の業務を自宅で行うことを余儀なくされていたものと認められる。また、その自宅作業の時間及び時刻からすれば、控訴人は、自宅作業を行うことを余儀なくされた結果、睡眠時間が減ったものと認められる。	発症前2週間と長期間の過重性の評価

氏の3学期の勤務状況(10週目/全11週)

□ 対人職務時間
□ 単独職務時間

日	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	
3月8日(月)			授業の準備等	朝の会 国語詩 毛筆視写 <甲66>	理科テスト① <甲25-2> (国語)	児童25分休み	算数まとめ	算数テスト⑥ <甲23-3> (体育)	給食指導	清掃指導	児童昼休み	社会外国新聞作り	校務の会	研究推進委員会 <甲42-2>	教材研究・授業準備 ノート等点検 ・漢字マスターノート ・生活ノート ・自由勉強ノート					
3月9日(火)		テスト採点 <甲23-3>	授業の準備等	朝の会	6年生を送る会	児童25分休み	音楽	社会外国新聞作り	給食指導	清掃指導	児童昼休み	家庭①② 健康①② テスト <甲26> <甲42-1> (総合)	国語詩 その他 (総合)	校務の会	授業の整理指導	家庭科授業準備 サンドイッチ作り買い物 (調理実習準備) <甲59>				
3月10日(水)		テスト採点 <甲26>	授業の準備等	朝の会	家庭サンドイッチ作り <甲42-1>	算数⑥ テスト <甲23-3> <甲42-1> (家庭)	児童25分休み	理科⑥ テスト <甲26-2> (国語)	体育 バクケボク	給食指導	清掃指導	専任作業 清掃	児童昼休み	研究全体会 コンピューター室 <甲42-2>	教材研究・授業準備 ノート等点検 テスト採点 <甲26>					
3月11日(木)		テスト採点 <甲25-2>	授業の準備等	朝の会	家庭サンドイッチ作り <甲42-1> (算数)(総合)	児童25分休み	国工卒業作品製作	社会外国新聞作り <甲42-1>	給食指導	清掃指導	児童昼休み	理科 モーター作り <甲42-1> (算数)	出張: 図書主任会 (尼崎中央図書館)	校務の会	授業の整理指導	学年会				
3月12日(金)		ノート等点検	授業の準備等	朝の会	理科 モーター作り <甲42-1>	長男中学卒業式・年休3時間			給食指導	清掃指導	児童昼休み	社会外国新聞作り <甲42-1> (体育)	体育 (特活)	校務の会	授業の整理指導	学年会	宿題ノート・自習課題等点検 あゆみ一覧表作成(学習・行動) <甲45、46>			
3月13日(土)		週休日	10週目 在校時間外勤務時間 12:25~8時 平日持ち帰り時間外勤務時間 16:50~8時 休日持ち帰り時間外勤務時間 13:00~8時 週当たり時間外勤務時間 41:75~8時																	
3月14日(日)		週休日	学級文集「学校の階段」印刷製本 (立花南小学校) <甲34> あゆみ一覧表作成 (学習・行動) <甲45、46> 指導要録一覧表作成 (成績・行動) <甲47>																	

【備考】

- 3月8日「研究推進委員会」実施
備忘録貼付の「3月中行事予定表」(甲42-2)に記載がある。
- 3月9日「サンドイッチ作り買い物」
この時期、調理実習でのサンドイッチ作りは、他校でもよく行われている。児童が調理して食べるだけでなく、お世話になった教職員にも食べてもらうためである。実習に使う食材は、近辺のスーパーなどへ行って購入した。その後、家庭科室で実習に使う調理器具の準備や掲示用調理レシピの作成などを行った(甲59)。
- 3月10日家庭サンドイッチ作り
備忘録の3月10日欄に原告のメモがある。
「研究全体会」
備忘録貼付の「3月中行事予定表」(甲42-2)に記載がある。
- 3月11日「家庭サンドイッチ作り」
備忘録の3月11日欄に原告のメモがある。
■3月11日から成績作業(あゆみ一覧表作成)が開始。
テスト採点が終了しないと成績作成の作業は開始できない。原告が担任しているクラスで実施した最終のテストが3月10日であり、その採点を3月10日に実施している。したがって、3月11日から成績作業を始めている。
- 3月12日図書ボランティアへ御礼の手紙作成(甲54「ねこバスママの皆様へ」)
なお、パソコンの履歴に残っている(甲54-2)
- 3月14日 立花南小学校で「学校の階段」を印刷製本
バイト代5000円で原告の娘が作業を手伝っている。(甲57の8P「きよバイト5000」)
原告の娘は12時過ぎで終了し、原告は14時まで実施していた。「学校の階段」の現物を見ると裁断が揃っていないので業者には依頼せず、原告自身で製本を実施している。また、原告が発症する前に児童には渡している。

公立学校教員の過労死等についての損害賠償（国家賠償）事件

- 1 若狭町立中学校教員の過労自殺
福井地方裁判所令和元年7月10日判決（確定・労働判例1216号21頁）
- 2 滑川市立中学校女子ソフトテニス部顧問教員のくも膜下出血による死亡
富山地方裁判所令和5年7月5日判決（確定・判例時報2574号72頁）
- 3 大阪府立高校ラグビー一部顧問教員の適応障害発病
大阪地方裁判所令和4年6月28日判決（確定・労働判例1307号17頁）
- 4 東大阪市立中学校野球部顧問教員の適応障害発病
大阪地方裁判所令和6年8月9日判決（予定）
- 5 福岡市立小学校教務主任の急性心臓病による死亡
福岡地方裁判所令和5年8月28日提訴、訴訟係属中

令和3年4月分

NO	社員番号	メンバ名	所属組織	役職	残業累計(時間)
1					194.33
2					190.68
3					180.1
4					171.02
5					164.32
6			中学校	教諭	158.65
7					149.7
8					148.72
9					145.58
10					142.85
11					142.75
12					140.82
13					140.72
14					137.55
15					136.28
16					134
17					133.38
18					132.33
19					130.78
20					130.73
21					130.1
22					129.6
23					129.45
24					128.53
25					128.38
26					127.23
27					127.13
28					127.07
29					126.88
30					125.55
31					124.8
32					123.35
33					123.13
34					122.53
35					121.75
36					121
37					120.93
38					120.77
39					120.75
40					119.78
41					119.58
42					119.13
43					118.23
44					118.03
45					117.78
46					117.4
47					117.2
48					116.72
49					116.7
50					116.05
51					115.77
52					115.45
53					115.3
54					115.28
55					114.63
56					114.45
57					114.17